

(その152) 差額別ベット料(9万円)が戻る(2018.5 発行)

先日、私達の守る会の会員さんから相談がありました。実は先週、インフルエンザにかかり緊急入院をしました。他の患者さんにうつしてはいけないとのことで同意書を書かされて、個室に入院したそうです。退院の時、差額ベッド料9万円を含む治療費を請求されて支払いました。

このような場合、差額ベッド料は支払う必要がなく、病院の間違いだと伝えると共に関東信越厚生局神奈川事務所に電話をして確認しました。

その上で、近くに住んでいる娘さんに領収書を持って病院に行き、事情を説明して返金してもらうように伝えました。

病院窓口では、通達内容を知らず上司と相談する中で非を認め、謝罪して清算し直すことになりました。神奈川事務所では各病院に対して、差額ベッド料を請求出来ない具体的な事例の通達を出しているそうです。

ちなみに関東信越厚生局・神奈川事務所の連絡先は045-270-2053です。

川崎健康と生活を守る会

吉村静由

知っておきたい5つの心得

同意書はよく見て、希望しないときはサインを保留して話し合う。

「個室しか空いてない」と言われたら、「治療上必要か」と聞く。

同意書にサインしてもあきらめず、病院と話し合う。

インフルエンザも「病棟管理の必要性」にあたる可能性がある。

納得できないときは、病院がある地域の地方厚生局に相談。

署名した場合でも相談を

差額ベッド料の支払いに同意しないと「すぐには入院できない」と言われ、しぶしぶ同意書にサインした。こんな時は、同意書があっても「患者の希望なのか、病院の都合なのか判断が難しいケース。厚生局に相談を」(厚生労働省保険局)と話しています。

しんぶん赤旗より抜粋